

富山海区漁業調整委員会議事録

1 開催の日時及び場所

日時 令和6年7月25日(木) 午後1時30分から午後2時45分
場所 森林水産会館33号室

2 出席委員

網谷繁彦、三國嘉彦、中村好成、坂田博美、鷺北英司、荻野洋一、
大浦清和、島崎慎一、上野佳弘、高松賢二郎、塩谷俊之、河合雅司
森本太郎、濱田清人、水島洋
(欠席委員：なし)

3 議長

議長：網谷繁彦

4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第145条第1項の
規定に基づき、当委員会は成立

5 議事録署名委員の指名

上野佳弘、大浦清和

6 県職員

水産漁港課 地崎課長、南條副主幹、飯田副主幹、
加藤主任(海区主任兼務)

7 事務局職員

前田事務局長(水産漁港課兼務)

8 傍聴者

1名

9 付議事項(議題)

- (1) 令和6管理年度における融通等によるくろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更について(諮問)

県水産漁港課の加藤主任から、資料1により「令和6管理年度における融通等によるくろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更について」説明された。

知事管理の漁獲可能量を変更する場合には、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないということが漁業法に規定されている。クロマグロについては、期間中に融通によって増枠があるが、その都度、配分方法について各漁業団体と協議して、海区漁業調整委員会への諮問や答申を経たうえで、

各地区に配布している。融通のたびに漁業団体と協議し、海区に参集いただいて諮問していることから、課題として、漁業団体との協議の期間や、海区の開催を待たなければ県内の定置漁業や漁船漁業の増枠分を活用できないという状況がある。こういったタイムラグがあることと、最近、クロマグロの来遊量が増え、漁獲枠がひっ迫する事態となっていることから、様々な漁業団体から、配分の迅速化の声が挙がっていた。配分方法については、これまでは当初枠（平成 22～24 年の漁獲実績ベース）で按分している。

増枠分をより迅速に活用するため、令和 5 管理年度の対応として、予め配分方法を決めて対応した。令和 6 管理年度においても、5 年度と同様の対応がとれるよう、今回諮問するもの。漁業団体には、今年度も、昨年度と同様の対応とすることについて予め意見照会したが、特段の意見はなかった。諮問の内容は次の通りである。令和 6 管理年度の期中において、融通等により知事管理漁獲可能量が増加した場合、当初枠の割合で按分し、ただちに県内の各区分へ配分する。また、実際に増枠があった場合、その内容を海区へ事後報告する。

参考 1 として、令和 6 管理年度における県内各管理区分における当初配分を示している。小型魚では 98.5 トン、大型魚では 15.2 トンとなっている。参考 2 に、融通による増枠の流れとして、左側が令和 4 年度までの流れで、融通の調整が整ってから、国から配分があり、県内配分を漁業団体と協議、海区を開催して、各区分に配分となっている。右側に示した令和 6 年度の流れは、昨年度と同様である。事前に県内の配分方法を協議して、海区での諮問や答申を行っておき、国から配分があり次第、今回諮問した方法で各区分に配分し、その後、海区漁業調整委員会へ事後報告する。参考 3 には、ズワイガニで増枠があった場合に、全量直ちに知事管理区分に配分することが富山県資源管理方針に記載している。

参考資料 1 には、国際的なクロマグロの資源管理の枠組みの概要を示している。資源回復のために、WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）が設置され、資源管理の取り組みが行われており、現在資源は回復基調にあるが、これを維持するためには、引き続き資源管理が必要とされている。WCPFC で決定された措置は、小型魚及び大型魚ともに 2002 年から 2004 年の平均水準を基に、小型魚では 2015 年から、大型魚では 2017 年また 2022 年にそれぞれの数量が決められて取り組みを行っている。現行の措置を継続した場合の親魚資源量の回復予測の図を示している。2 枚目の資料は、WCPFC の委員会で決定された 2025 年度以降の管理措置について、水産庁が公表したものである。2025 年度以降の措置として、小型魚は 10% の増枠、大型魚は 50% の増枠が合意された。当初の漁獲枠の 17% を上限に未使用漁獲枠を繰越すことができる規定を一般ルールとすることで合意された。小型魚の枠を 1.47 倍して大型魚に振り替える特例措置について、上限を撤廃の上、一般ルール化することで合意された。

委員から意見や質問等はなく、資料 1 - 1 の答申案により「異議なし」として答申することが承認された。

(2) 令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の概要について
(報告)

前田事務局長から、資料2により「令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の概要について」説明された。

全国海区漁業調整委員会連合会通常総会は、令和6年5月17日に東京都で開催され、網谷会長は所用で欠席のため、前田事務局長が出席(傍聴)した。議長は会長を務める福島海区が担当した。来賓として、衆参議院の水産委員会の委員長、また水産庁長官、全漁連のご臨席のもと総会が開催された。

まず、第1号議案として、令和5年度の事業報告書、収支決算書及び余剰金処分案の承認について、第2号議案として、令和6年度の事業計画書案及び収支予算書案の承認について諮られ、原案通り承認された。なお、石川海区については今年度の負担金が免除されることとなった。

第3号議案は、国への要望活動の議案として、28ページの新規要望にある8項目について要望することで合意された。30ページの「Ⅱ沿岸漁場の秩序維持について」に関しては、漁業者が実施する密漁パトロールに伴う費用や、密漁防止看板の設置等啓発にかかる費用等に対し、総合的な対策を図ることが新たに盛り込まれた。31-34ページの「Ⅲ太平洋クロマグロの資源管理について」に関しては、クロマグロの大量来遊により発生しているイカ釣り漁具被害等へ支援することや、クロマグロ遊漁をライセンス制として国で管理を行うことを要望する内容が新たに盛り込まれた。35-37ページの「Ⅳ沿岸資源の適正な利用について」に関しては、風力発電等の海上の大規模開発事業について、県域を越えた漁場利用等で関係する他県の漁業者に対しても、早期に情報伝達し、かつ誠実に説明を行うよう開発者を指導すること、が新たに盛り込まれた。44-46ページの「Ⅶ海洋性レジャーとの調整等について」に関しては、遊漁者による釣果物やゴミの投棄等に対する罰則の強化やガイドラインの策定など、環境保全対策を講じるとともに、漁業者や地元住民とのトラブルを防止するための枠組みを構築することや、より手軽に情報発信できる仕組みづくりとしてその場でスマホをかざせば、海辺の利用に関するマナーについて案内が出るようなアプリの開発と普及を国が中心となって実施すること、さらには、水上オートバイについて、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること、以上3点が新たに盛り込まれた。

総会で承認された要望内容により、7月10日に水産庁を始め、各関係省庁への要望活動が実施され、水産庁への要望については、網谷会長も参加された。各出席者から直接、口頭で要望内容を伝える場面があったことから、網谷会長からは、国に対し、クロマグロ遊漁の取締りへの協力や、遊漁に係る採捕停止の通知を広く効率的に伝える体制を整えていきたいこと、洋上風力発電について定置網漁業者が非常に不安に思っていることから、丁寧な説明を行い理解を得た上で進めるよう、事業者に対して指導すること、TAC管理の拡大に関しては、定置網漁業では選択して漁獲することが困難といったことで漁獲規制により地域経済に影響を及ぼすこと

のないように配慮いただきたい、といったことを口頭で伝えた。

以上の説明について、委員から意見や質問等は無かった。

(3) 北陸4県5海区漁業調整委員会会長会議及び令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議への提案議題について（協議）

前田事務局長から、資料3により「北陸4県5海区漁業調整委員会会長会議及び令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議への提案議題について」説明された。

新潟、佐渡、富山、石川、福井の4県5海区の会長による対面の会議がこれまで例年開催されていた。昨年までは、全国海区漁業調整委員会連合会への提案事項について、まず、4県5海区会長会議へ提出し、この会議で内容を集約して、次は日本海ブロック会議にその提案を共通議題として上げる流れであった。昨年は、当海区からはクロマグロの資源管理について提案していた。そして、日本海ブロック会議である程度、色々な形の意見を取りまとめた上で、全漁調連の理事会役員会にまた上げていくというようなステップを踏んでいた。今年度においては、4県5海区会長会議は、基本的には書面会議にする方向性が昨年度から調整されており、提案事項については、4県5海区会長会議では集約しないということになった。昨年も当海区からクロマグロの資源管理について提案していたこともあるので、状況の変化も踏まえて修正を加え、提案を出すことについて、協議いただきたい。本年度案の下線部が変更点であり、我が国に増枠されたクロマグロの漁獲枠については、多様な魚種が入網する状況下で、日々クロマグロの資源管理に尽力している定置漁業などの沿岸漁業に対して、十分に配慮した上で配分するという形で修正してある。クロマグロの遊漁に関し、漁業者に対してはこれまでクロマグロの厳格な漁獲制限が実施されており、遊漁者や遊漁船業者に対しても、実効性のある採捕規制の導入が必要であることから、漁獲報告や通知の指導が的確に行われる体制を構築するとともに、違反者の取締りを強化するということを国が主導的に対応して欲しい、との内容に修正している。日本海ブロック会議に、以上の内容で提案させていただきたい。

一方で、4県5海区会長会議については、共通的に協議する項目がないということで、提出する議題はなしとさせていただきたい。

以上の説明に対し、質問・意見はなく、案のとおり、日本海ブロック会議に議題を提案することで了承された。

(4) 定置漁具への繋がり釣りに係る対応方針について（協議）

県水産漁港課の加藤主任から、資料4により「定置漁具への繋がり釣りに係る対応方針について」説明された。

定置漁具への繋がり釣りに係る対応方針について協議する。定置漁具に船を係留して行う竿釣り及び手釣りが、定置漁業の操業の支障となる事案が発生していた。このことについて、県内の沿海漁業協同組合を対象に、繋がり釣りによる被害状況と、委員会指示の発出について、昨年度、アン

ケートを行いました。定置漁業を行うすべての漁協から被害報告があり、また、委員会指示の発出が妥当であるという意見がありました。このため、委員会指示の発出について、他県の例を参考に、今後の対応を検討したい。

参考として、本県の富山県漁業調整規則で定めている、定置漁業の保護区域に関する規定を載せている。第34条第2項に、前項に規定する保護区域内では、当該定置漁業に、著しく支障を及ぼす漁業を営み、当該定置漁業の魚道を遮断し、又は魚群を散逸する行為をしてはならない、としている。このことにつきましては、県のホームページの富山湾遊漁マップに載せている。

他県の制限状況を、表に示している。委員会指示による制限をしている県については、保護区域における定置漁業に著しく支障を及ぼす漁業、また遊漁等の禁止ということで、岩手、宮城、神奈川などが委員会指示を出しています。また、保護区域におけるこれらの漁業、遊漁等の禁止と併せまして、定置漁具に船を固定するなど、漁具に接触する行為の禁止について、委員会指示を出している県として、山形、高知があります。

またその他、定置網に係る委員会指示としては、定置漁具周辺における船釣りの禁止の指示を石川県が出ています。定置網周辺における漁業者の採捕行為の妨害の禁止として、和歌山県から指示が出されている。

これらの他県の例から、本県における委員会指示の内容の検討案として、(2)に①から③の案を示している。まず一番目として、定置漁具に船を固定するなどの漁具に接触しての遊漁の禁止、二つ目が定置漁業の保護区域における定置漁業に著しく支障を及ぼす遊漁の禁止、三番目として、定置漁具周辺の遊漁禁止、などの委員会指示の内容が考えられた。本県は定置網の数が多いことから、二番目の定置漁業の保護区域全域や、三番目の定置網周辺で行う遊漁を制限した場合、制限が広範囲となることが考えられます。そのため、定置漁具への繋がり釣りを禁止する内容である、①の案が妥当でないかと考えられた。

海区漁業調整委員会は、漁業調整のために必要であると認めるときには指示を行うことができるとされています。一方で、遊漁船やプレジャーボートに対し規制を行うことも可能ですが、対象者が多岐にわたることから、その内容の妥当性、導入に係る手続きの公平性、透明性、また運用面における実効性に対しては、十分な検討が行われることが必要とされています。

これらのことから、富山県海面利用協議会に、昨年度の被害状況に係るアンケート結果を提出しまして、委員会指示の内容の一番目の案について意見を求めたいと思います。10月に海面利用協議会において協議し、協議会において賛成があった場合は、スケジュール案により、委員会指示発出の手続きを進めたい。11月の海区漁業調整委員会にこの協議結果を報告し、また必要に応じて、パブリックコメントの実施を検討している。2月の委員会で委員会指示の発出について協議し、3月に委員会指示を出すことを検討している。

以上の説明に対し、各委員から以下のとおり意見等があった。
網谷会長：定置漁具への繋がり釣りについてですが、結構、大変な手続き

を踏んでという話なのですが、海面利用協議会で協議するといった手続きが必要なのか？単に委員会指示を出します、と言い渡すような形ではだめなのか。何かの規定上、必要とされているのか。

加藤主任：遊漁という面で、海面利用協議会の中では、漁業と海洋性レクリエーションによる利用等の事項について協議を行う場なので、今回の委員会の指示の内容の検討、手続きの公平性、透明性を考慮して、一方だけの検討ではなく、海面利用協議会の方にも、1度意見を聞きたいと考えている。

鷺北委員：委員会の指示内容としては、資料4の1ページの①案（定置漁具に船を固定する等の漁具に接触しての遊漁の禁止）のみを取り入れるのか。すると、②案として示された定置漁業の保護区域における著しく支障を及ぼす遊漁については禁止ではない、ということになるのか。

加藤主任：今回の委員会指示としては、繋がり釣りを直接的に禁止する内容としたい。保護区域内におけるということになると、制限の範囲がかなり広がる。ということで、今回は①案としたい。

鷺北委員：現実に定置網漁業者として困っているのは、毎日網を起こしている網のところに、釣り針が入ってくる。これは、場合によっては網に繋がらずにできると思います。だとすると今困っていることに対する有効性もあんまりないのかな、と感じる

前田事務局長：おっしゃる通りの部分もあるが、遊漁者に対して委員会指示を出すことをずっとやっていなかったという経緯があり、第1のステップとして始めればどうかと考えている。

鷺北委員：承知した。

飯田副主幹：もう1つ補足すると、今回①案としたという経緯の中で、やはり繋がり釣りという行為が明らかに見てわかるということで、漁業取締りにおいても注意がしやすい。例えば、この②案にした場合に、著しく支障を及ぼす、と抽象的な言い方になると、取締りにおいて難しくなる。そういった観点から、できれば実効性のあるものを考えて、指示したほうがいいのかという考え方もある。

鷺北委員：漁業者としては、著しく支障を及ぼすと言われたら、そんなことはしてもらっちゃ困るけども、せめて、保護区域内には入ったら駄目ですということを、しっかり言って欲しいという気はちょっとします。とりあえず、取っ掛かりということで、ゼロから見れば全然違うので、分かりました。

中村委員：遊漁と密漁の線引きってどこでしょうか？漁業権の区域内で魚を獲る行為は、どうか？

飯田副主幹：実際、漁業権の区域内で遊漁する分には、違反にはなりません。ただ、網の中の魚を釣るという話だと、別になる。漁業権内、共同漁業権内とかであっても、そこは遊漁として、一本釣りをするには問題はありません。

前田事務局長：補足すると、定置網の中の魚を捕る行為は、漁業者の所有物と認められるような状況のものを釣っていた場合には窃盗罪となる。

島崎委員：制度の内容について確認したい。今、富山県漁業調整規則があって、定置漁業の保護区域の設定がある。ただ実際の規程を見ると、定置漁業に著しく支障を及ぼす漁業の他に、魚道の遮断とか、魚群の散逸という、ちょっと大げさなことがあって、ただ繋がり釣りをするだけではここまで問えるのかはなかなか難しいと、いうようなことで、もっと具体的に委員会指示しようということなのではないでしょうか。また、現在の規則 34 条の 2 項の項目には罰則はあるのか？

飯田副主幹：はい。罰則がございます。

島崎委員：罰金ですか。

飯田副主幹：6 ヶ月の懲役または 10 万円以下の罰金となっている。

島崎委員：委員会指示は、刑事罰を想定したものか。単に漁業取締りの指導の根拠ということで、その実効性を期待するということか？

飯田副主幹：指示違反したものに対して、従うように命令することができます。これに従わなかったら、知事によって裏付け命令を出してもらうことが可能で、それで命令に従わなかったら、刑事罰として、1 年以下の懲役もしくは 50 万円以下の罰金となる。

高松委員：先の話となるが、委員会指示の内容をどのように普及して知らせるのか？漁具に針がかかって漁業者が怪我することを知らない人もいます。どういう方法で普及して、遊漁者にルールを守ってもらうか。

飯田副主幹：今考えられるものは 3 つあり、1 つは、ホームページで周知をしていく。もう 1 つは、釣具屋さんにチラシを配布して周知していただく。あとは、遊漁船やプレジャーボートが停めてあるフィッシャリーナで周知を行っていくということが考えられますが、これの他にも有効な手段について、今後検討していかなければならないと思います。

高松委員：言葉だけだと、わかったようでわからない。具体的に写真を見せるとか、こういう状態は駄目ですよとかいう、絵でもいいから、状態も提示して、インパクトを与えるような形でないと、なかなか守ってもらえないと思う。

網谷会長：遊漁者は、定置のそばで釣りをしたらダメだということがわかっておりながら、釣っているというのが現状だと思う。委員会指示には確かに強制力はないかもしれないけど、いざ相手方からしてみると 1 回は大丈夫なんだっていう風に思われてしまうことを危惧している。

河合委員：今ここで議論しているのは、定置網のそばで、遊漁してはいけないということではなく、定置網に係留して、船を固定して釣りをすることがダメだということではないか？取締りの対象となるのは、プレジャーボートを定置網につなげるかどうかであり、定置網のそばで釣りをするのは、この委員会指示では別に駄目じゃないということで間違いないか。

飯田副主幹：著しく支障を及ぼさない限りは、大丈夫になります。

塩谷委員：著しく支障を及ぼすということをどう判断するか。

鷺北委員：著しく支障を及ぼすということをどの様にイメージされているか？例えば、定置網を固定している土俵とアンカーがあって、浮きがあ

って網を固定しているのですけれども、浮きから網の浮いている部分と、海底に固定している根綱というロープの部分と、その 2 ヶ所が潮の流れによっては根綱がちょっと浮くこともあります。そんなときに、遊漁船が定置網の近くにいると、予期せぬ形で船のプロペラが引っかかってしまい、脱出するために、切るという行為が発生します。漁業者がそれにすぐ気付いて対応できれば、つなげられますけども、漁業者が気づく前に海が時化てきて、一本が切れることで、順番に、どんどん切れてくつていう、本当に著しい被害を受けることがあるんで、漁業者としては、できれば、とにかく定置網の周りに来ないでよという思いである。今回の案は、第一段階のものと受け止める。

荻野委員：今回の案の委員会指示を出すことによって、逆に、定置網に掴まらなければ良いというお墨付きを与えるみたいなイメージがすごくあって、これを出す方がいいか、却って出さない方がいいのか。今、何となく定置網のそばは駄目だよねってみたいなイメージをしておられるところに、掴まり釣りが駄目ですよって出すとなると、掴まり釣りではなければよい、との理解につながるのではないかと。

網谷会長：最近の船は定位させるパイロット機能を持っていることから、繋がらなくてもそこで止めることはできる。最初の 1 歩には間違いはないと思うのですが、今後、広がってくれば良いと思いますけど。

前田事務局長：今回提案させていただいた 1 ページ目の (2) の①の定置漁具に船を固定する等の漁具に接触しての遊漁の禁止という内容で、次のステップとして海面利用協議会において協議するというところで、ご了解ということで良いか？

網谷会長：今後に期待して、とりあえず、最初にとということで皆さんご理解いただけたでしょうか。私も納得のいかない部分もあるのですが、この内容で次に進めさせていただきたい。

(5) 新たな富山県水産業振興計画（仮称）の策定について

県水産漁港課の南條副主幹から、資料 5 により「新たな富山県水産業振興計画（仮称）の策定について」説明された。

県では富山県の水産施策の方向性を示すために、数年スパンで、この水産業振興計画というものを策定しております。

前回平成 30 年度に、県水産業振興計画を策定いたしまして、そこから 5 年ほど経過したこともあり、いろいろと情勢は変わってきたこともありまして、今年度に新たな富山県水産業振興計画を策定するための作業を進めているところです。今回は、策定作業中の振興計画につきまして、情報提供の意味も含めまして、海区の委員の皆様方に計画案の概要についてお話しするとともに、何かご意見或いはご質問等があれば、受けて参りたいと考えております。資料 5-1 と 5-2 を用意しました。5-1 が概要になります。5-2 が詳細版になりますが、今回はこの概要版を使って説明したい。

新たな県水産業振興計画の基本目標として、多様な水産資源が持続的に利用され、富山のさかなのブランド力を活かした水産業の成長産業化と、

漁村・漁港の魅力向上、活性化により漁業経営が安定していること、を設定しました。この基本目標を達成するために、5つの柱を考えており、説明します。

まず1つ目の柱として、豊かな富山湾を次世代につなぐ新たな資源管理の実施ということで、まず背景としまして、近年海水温上昇などの気候変動に伴い、漁獲量の変動幅が非常に大きくなっており、漁業者の所得の不安定化にも繋がっているというような背景がございます。また令和2年度に水産庁による漁業法の改正などもあり、水産を取り巻く環境面或いはそういう政策的な面でも色々と変わってきているという背景があります。このような背景を踏まえ、県では、水産研究所による資源調査能力或いは調査船体制を維持向上していくとともに、漁況予報等の情報を漁業関係者に積極的に提供して参りたいと考えています。TAC管理魚種の選定作業が国を中心に進められているが、本県の特徴である定置網漁業を踏まえたTAC管理措置に関する国への働きかけ、或いは3月に策定した資源管理協定により実質的な資源管理の推進を進めたいと考えております。さらに、富山湾に適した魚類の養殖、海藻やイワガキなどの磯根類養殖の推進を図るとともに、養殖技術の指導或いは場合によっては、種苗提供体制の構築等々を進めて参りたいと考えております。

2つ目の柱としまして、富山のさかなのブランド力を活かした水産業の成長産業化というものを設定します。背景としては、消費者ニーズが過去に比べて変化してきている状況もあり、衛生管理意識も高まってきていることも背景にあります。さらに、富山のさかなのブランド力が、全国的にもある程度認知されてきたということが、アンケート調査の中でも明らかになっている。さらに、魚種変化に伴い、水産加工業では経営体力或いは従業員不足などといった、諸問題も発生している。そういった背景を踏まえ、まずは漁協等の高度衛生管理型の荷さばき施設や、冷凍冷蔵施設の整備を支援し、コールドチェーンを想定した体制づくりを推進していきたい。また、衛生管理意識を高めていくということも考えている。さらに、生産者と実需者のマッチング、高級飲食店等での県内水産物の利用拡大、或いは地産地消、魚食普及を推進していく。

3つ目の柱として、漁村・漁港の魅力向上と活性化です。背景としましては、近年、漁業の担い手の減少などが問題として上がっている。また、漁場の環境変化というようなこともある。水産業を取り巻く環境が厳しい中で、国の方では、海業、漁業以外の色々な漁港や漁村の魅力を活用した活動により、漁業者や水産関係者の所得を向上させようという活動を進めている。県では、まず海業に関するビジョンを策定していきたい。さらに、更新した県の栽培漁業センターを活用しながら、本県の漁業の魅力発信や、本県水産業の担い手の確保、未来の漁業者となる小学生の子供に対して、未来の担い手になっていただくような活動を進めていきたい。さらに、藻場などの漁場の環境変化につきましては、海藻種苗の移植や磯焼けの原因となるウニの駆除などを行いながら藻場の保全を図っていくことを施策に盛り込みたい。

4 つ目の柱ですけれども、本県水産業の持続的な発展に資する横断的な取組みということで、近年デジタル技術が非常に進歩しており、水産業でもスマート化を推進するという動きが全国的にも進められています。そのような背景もありまして、県立大学DX教育研究センターという、DX技術に特化した研究機関と連携しながら、漁獲予測技術の研究開発、或いはスマート水産業の活用に向けた伴走支援を行いたい。

最後に、令和6年能登半島震災からの復興ということで、本年1月1日に発生した能登半島地震により、水産関係機関或いは団体で、色々と被害がありました。そういった被害に対して、例えば漁港施設の計画的な工事発注による早期復旧を進めたい、或いは水産業の共同利用施設、或いは漁具漁船の早期復旧のための支援の充実を図っていく。さらに、この震災が影響した可能性があるベニズワイガニやシロエビの漁獲減少について、漁場環境や資源に関する調査を実施し、漁業者或いは水産関係団体にフィードバックし、情報提供を行っていきたい。

以上簡単ですが、令和6年度に作業を行っている富山県水産業振興計画の概要となります。資料にKPIとあるのですが、これは各政策の指標を数値化したものになります。右側に数値目標を示しており参考にしてください。

以上の説明について、委員から意見や質問等は無かった。

(2) その他

網谷会長：クロマグロの遊漁者が、今年取締りを受けた案件について、皆さんに共有していただきたいので、事務局から説明してください。

前田事務局長：クロマグロ遊漁の仕組みとしては、遊漁者は周年小型魚を獲ってはいけない。大型魚に関しては、毎月、一定数量獲ることが可能である。報告の仕組みも整っている。月初めに解禁されるが、数日で枠の上限に達する。国の方では、状況を見越して採捕停止命令が出される。これに対して、遊漁者でもきちんと守る方もいれば、そうでない方もいるということで、県へは、クロマグロ遊漁の違反に関する疑義情報が寄せられます。クロマグロの遊漁に関しては、国の広域漁業調整委員会の委員会指示で規制がかかっていることから、県では、国の出先機関である新潟漁業調整事務所と連携して取締りに対応しており、今回、実施したところである。

(3) 次回委員会

次回の委員会は、令和6年10月4日（金）13:30より開催することに決定された。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和6年7月25日

議長

署名委員

署名委員
